

○南あわじ市消防団員資格等取得費補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第35号

改正 令和7年3月28日告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、南あわじ市消防団員（以下「団員」という。）の消防活動の円滑な遂行及び消防力の充実強化を図るため、各種の資格又は免許（以下「資格等」という。）を取得する際に要する費用の一部に対して補助金を交付することに関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団員とする。

- (1) 補助対象となる資格等の取得の日から5年以上団員として活動継続を誓約する者
- (2) 所属する分団の分団長が推薦する者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象となる資格等)

第3条 補助金の交付対象となる資格等の種類は、別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象の資格等取得に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。ただし、補講又は追試等に係る費用、旅費、宿泊費及び振込手数料を除くものとする。

- (1) 研修、講座等の受講に必要な入学金及び受講料
- (2) 前号の受講に必要なテキストの購入費（市販の参考書、問題集等を除く。）
- (3) 資格等取得試験の受験料

(4) その他市長が必要と認める経費

2 補助金の交付は、同一の資格等取得に対し1回を限度とする。

3 補助対象者が、その他の補助事業と併用するときは、補助対象経費から当該補助金を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、消防団員資格等取得費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費が明らかとなる書類（見積書の写し等）

(2) 現在保有している自動車運転免許証の写し（自動車運転免許取得等の場合）

(3) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(4) 所属する南あわじ市消防団の分団長の推薦書（様式第3号）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、消防団員資格等取得費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 申請者は、資格等を取得したときは、速やかに消防団員資格等取得費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 資格等を取得したことを証明する書類の写し

(2) 補助対象経費の支払を証明する書類（領収書等）の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する補助金実績報告書等を受領した後、適正と認めるときは補助金額を確定し、消防団員資格等取得費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、消防団員資格等取得費補助金交付請求書（様式第7号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を消防団員資格等取得費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を消防団員資格等取得費補助金返還命令書（様式第9号）により命ずることができる。

(1) この告示の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 第8条の規定による報告をせず、又は指示に従わないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に取得した資格等について適用する。

附 則（令和7年告示第34号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の南あわじ市消防団員資格等取得費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

資格等の種類	備考
準中型自動車運転免許	普通自動車運転免許の取得に要する経費は対象外とする。
中型自動車運転免許	
大型自動車運転免許	
大型特殊自動車運転免許	
けん引自動車運転免許	
AT限定解除	
車両系建設機械（整地、運搬、積込み用及び掘削用）運転技能講習	
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	
小型車両系建設機械（整地、運搬、積込み用及び掘削用）運転特別教育	
小型車両系建設機械（解体用）運転特別教育	